

令和8年第1回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第31号

令和8年第1回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和8年2月12日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和8年2月26日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第13号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

- (1) 多摩市と相手方Aは、本件街路灯の電線断線による車両破損のため、相手方Aに金2,741,971円の損害額が生じたことを確認する。
- (2) 多摩市と相手方Aは、本件自動車事故において、多摩市に過失があり、その割合は、多摩市100パーセントとし、前項の車両破損の損害賠償債務として、多摩市は、相手方Aに対し金2,741,971円の支払義務のあることを相互に確認する。
- (3) 多摩市は、相手方Aに対し、前項による債務金2,741,971円を支払う。
- (4) 多摩市と相手方Aの間には、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

2 和解の相手方

東京都八王子市大塚

A

3 和解の理由

令和7年9月16日、相手方より、多摩市和田において多摩市が管理する街路灯の電線断線による車両破損が発生している旨の申し出があり、現場にて破損状況を確認した結果、街路灯の電線断線が原因であることが判明した。

この事故により、相手方の車両破損の損害額の負担について和解する必要があるため。

第14号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市教育委員会委員小林昭一氏が、令和8年3月31日をもって退任することに伴い、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
常盤 隆		

第15号議案

権利の放棄について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 権利の内容

損害賠償債権

令和4年4月29日に庁用車15台のフロントガラス等を破壊した者に対して請求した損害賠償金

2 権利の放棄の相手方

東京都青梅市長淵

A

3 権利の放棄の額

金285,501円

4 権利の放棄の理由

債務者に対する調査等を実施したものの資力が認められず、今後、債権回収の見込みがないと判断される状況に至ったことから、権利の放棄を行うものである。

第16号議案

レイキャビク市との姉妹都市提携について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として親交を深めてきたアイスランドの都市と、多岐にわたる分野において持続的な交流を推進し、相互理解の促進と両市の発展に寄与することを目的として、アイスランドの首都レイキャビク市と姉妹都市提携を行う。

記

1 提携の相手方

レイキャビク市（アイスランド）

第 17 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

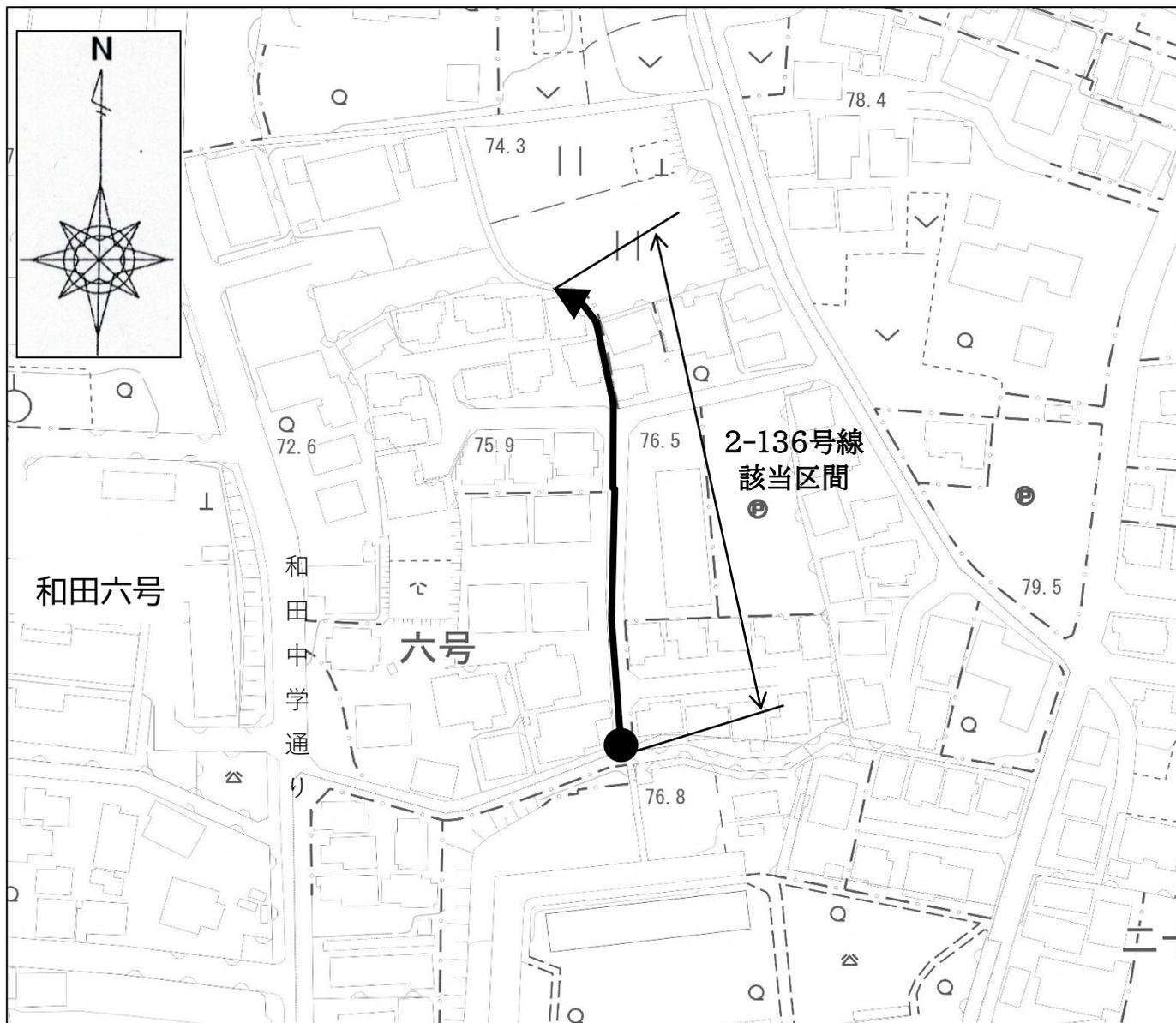
廃止路線

整理番号	路線名	起点・終点		備考
1	2-136 号線	起点	和田 505 番 3 地先	起点・終点地番は認定当初の地番である。
		終点	和田 496 番 18 地先	
2	2-252 号線	起点	和田 538 番 6 地先	起点・終点地番は認定当初の地番である。
		終点	和田 489 番 1 地先	

令和7年度第2ブロック廃止路線図

案内図

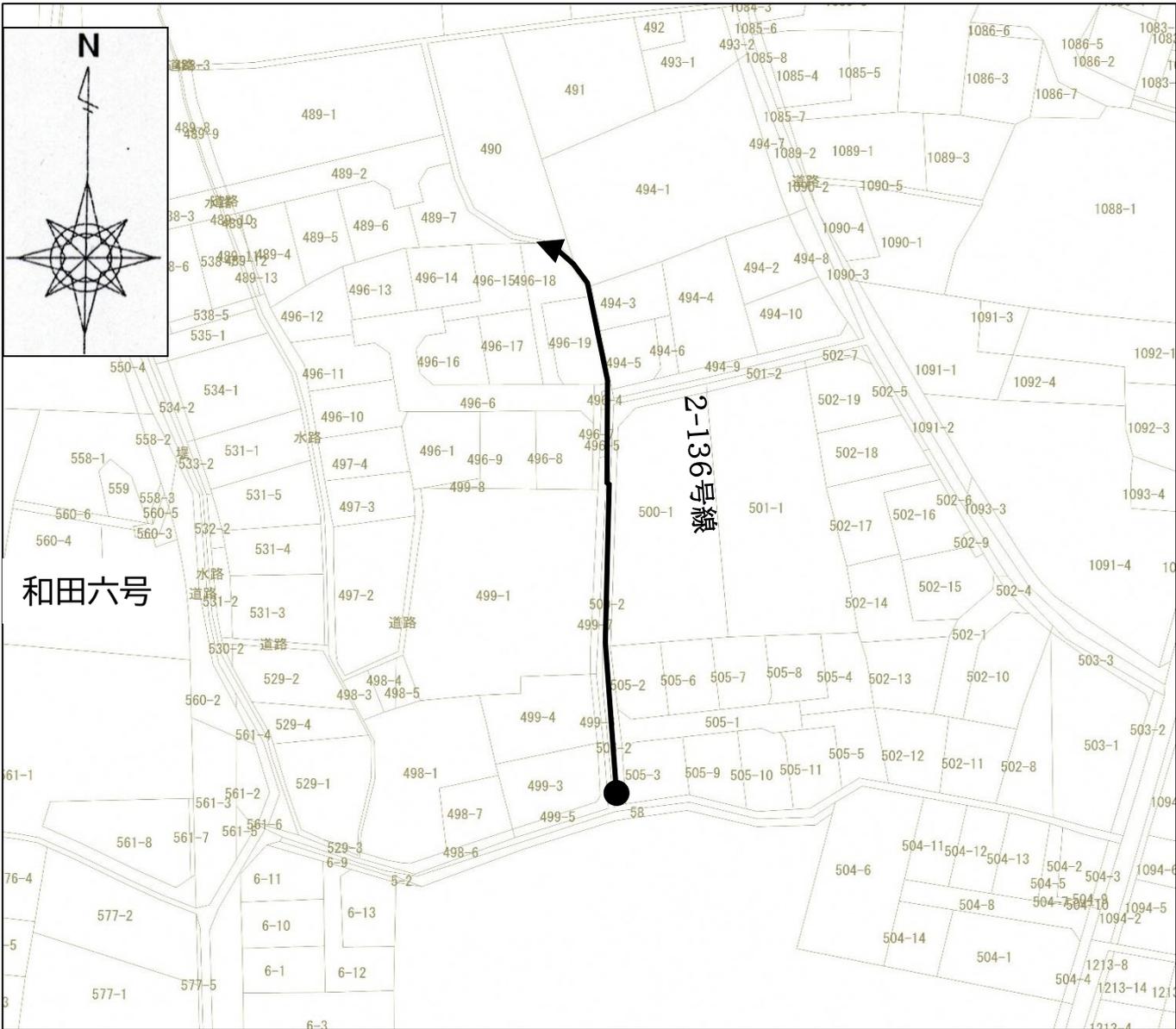
2-136号線



凡	例
起点	
終点	

廃止路線土地所在図

2-136号線



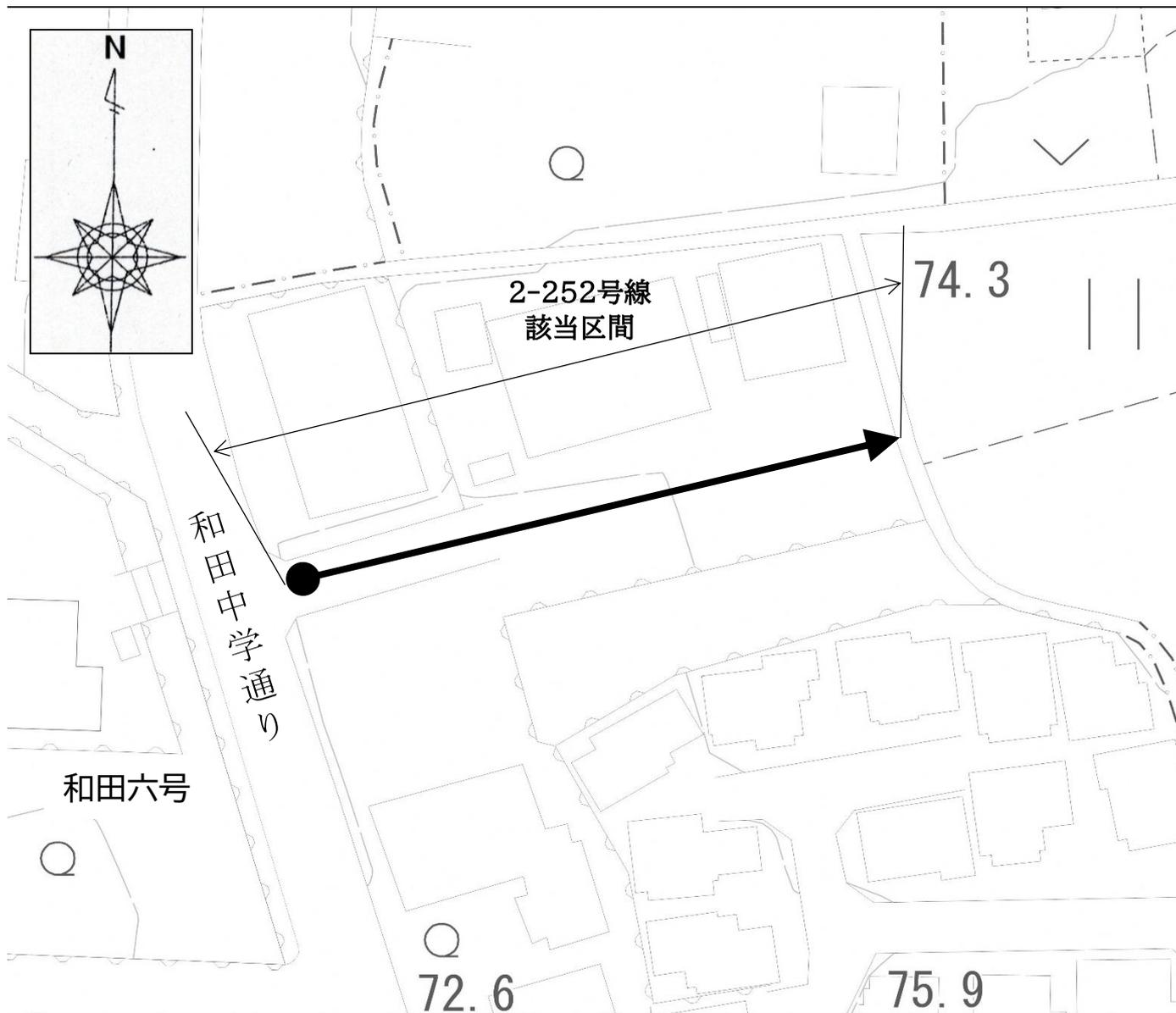
縮尺 1:1000

凡	例
起点	
終点	

令和7年度第2ブロック廃止路線図

案内図

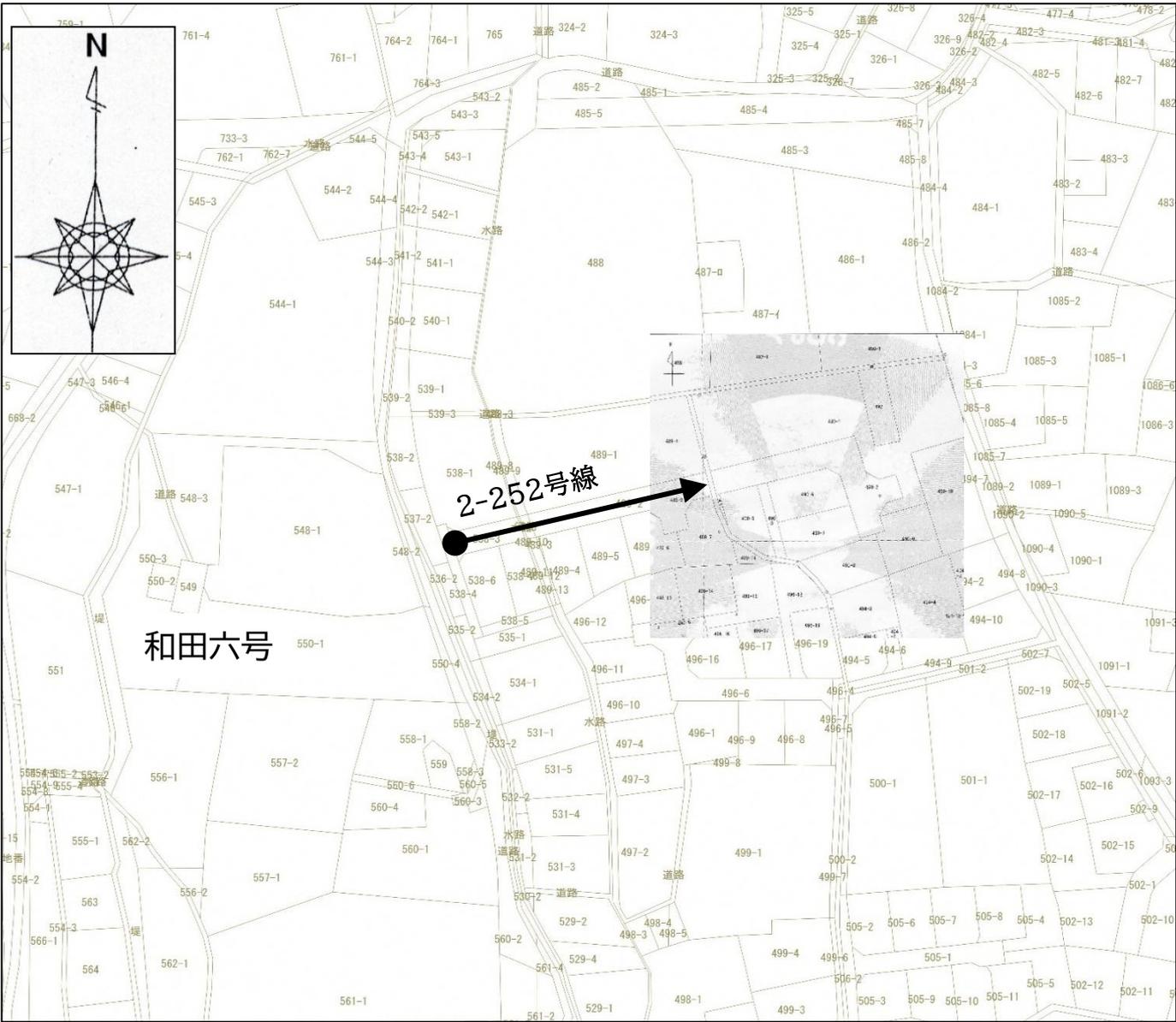
2-252号線



凡	例
起点	
終点	

廃止路線土地所在図

2-252号線



縮尺 1:1200

凡	例
起点	
終点	

第 18 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

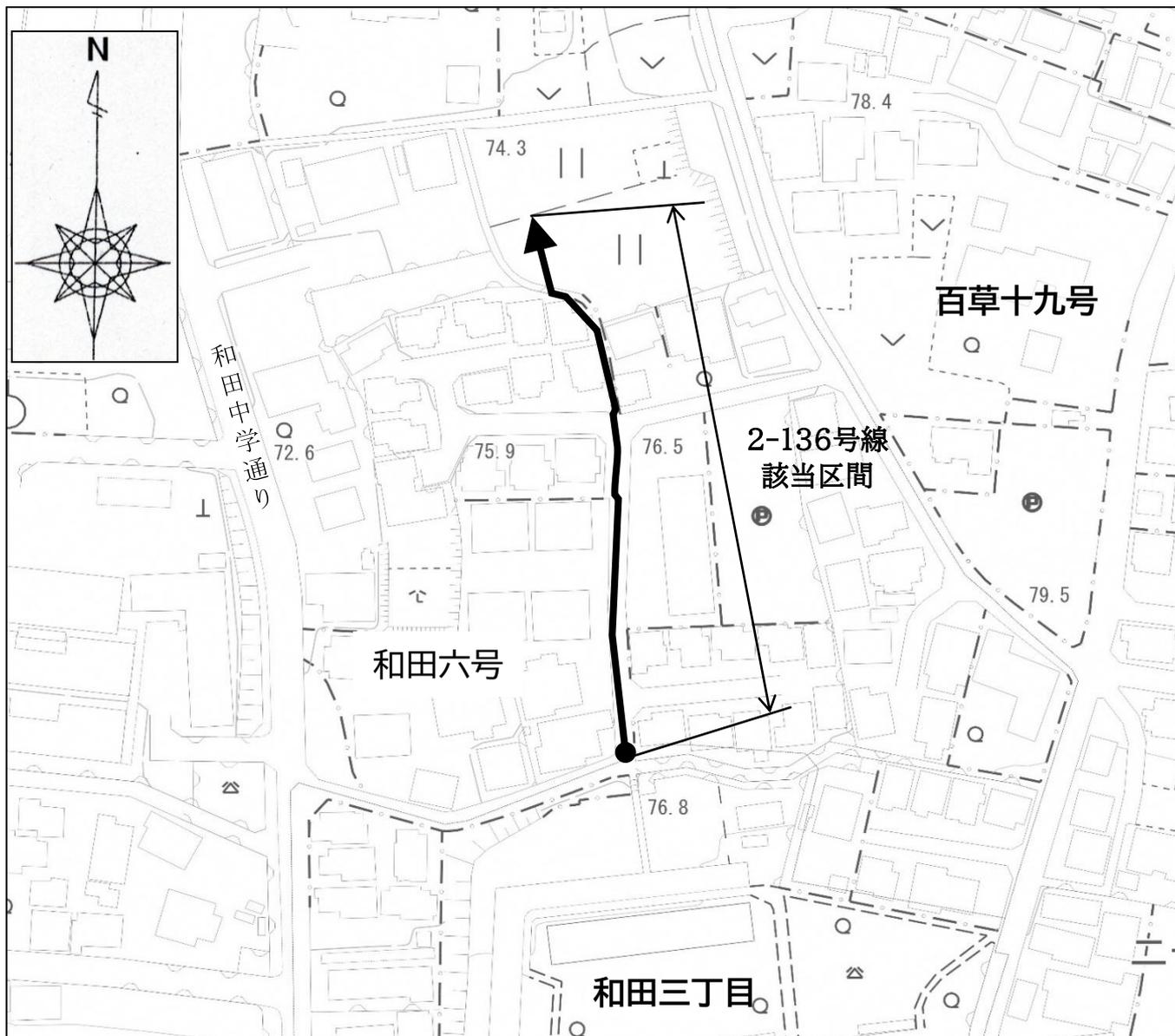
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	2 - 1 3 6 号線	起 点	和田 5 0 5 番 3 地先	
		終 点	和田 4 9 0 番 5 地先	
2	2 - 2 5 2 号線	起 点	和田 5 3 8 番 6 地先	
		終 点	和田 4 9 0 番 9 地先	

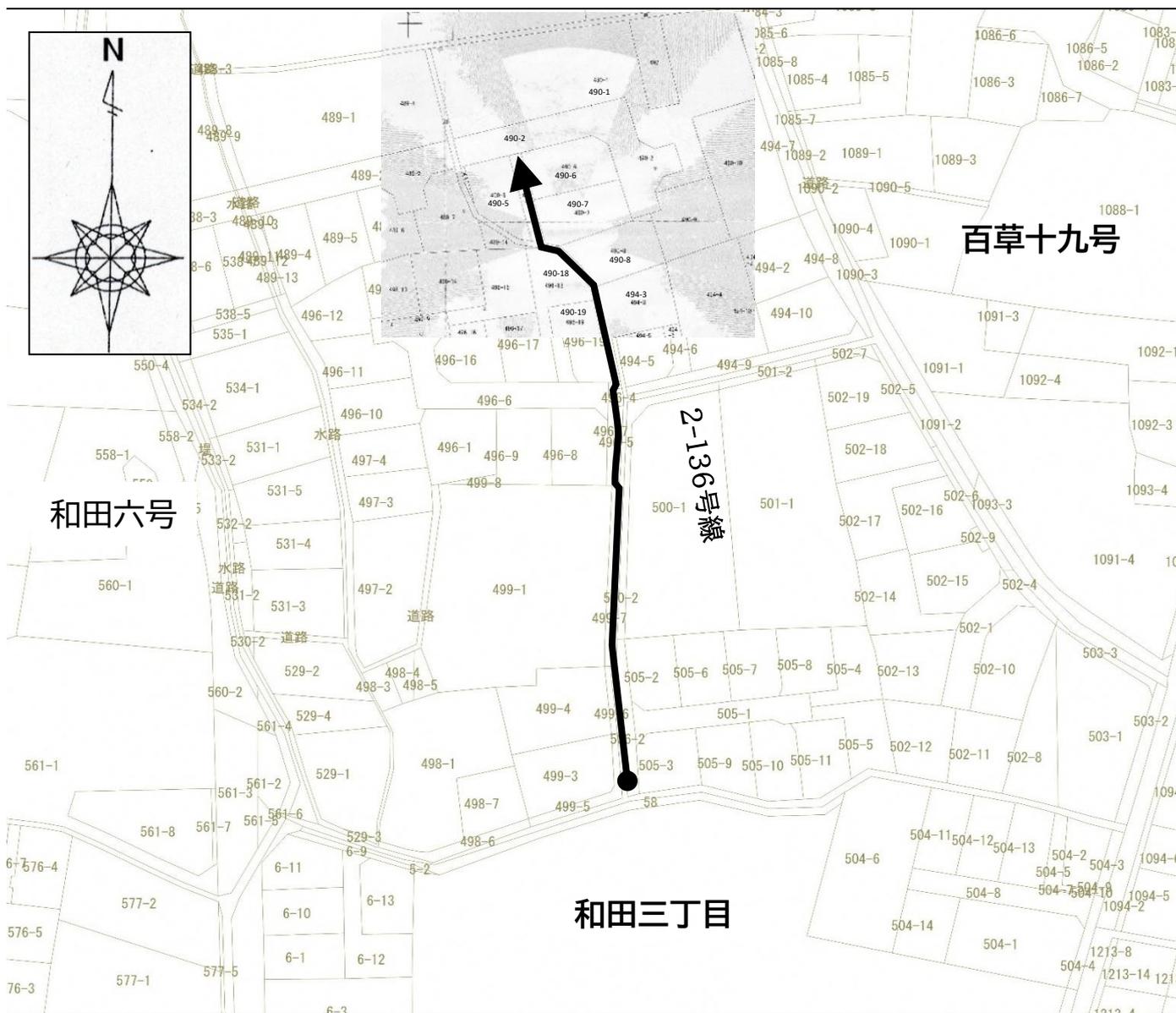
2-136号線



凡	例
起点	
終点	

認定土地所在図

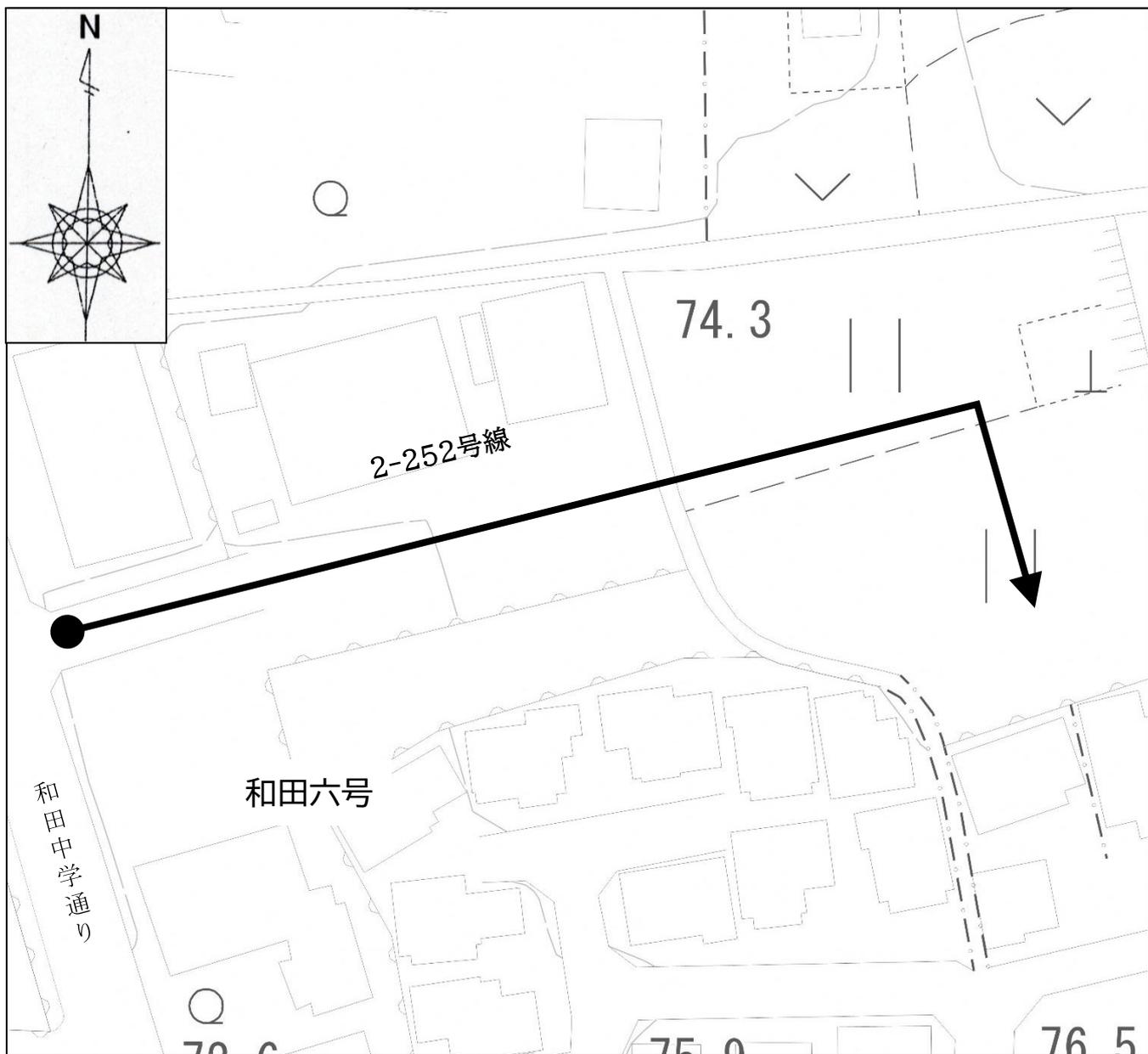
2-136号線



縮尺 1:1000

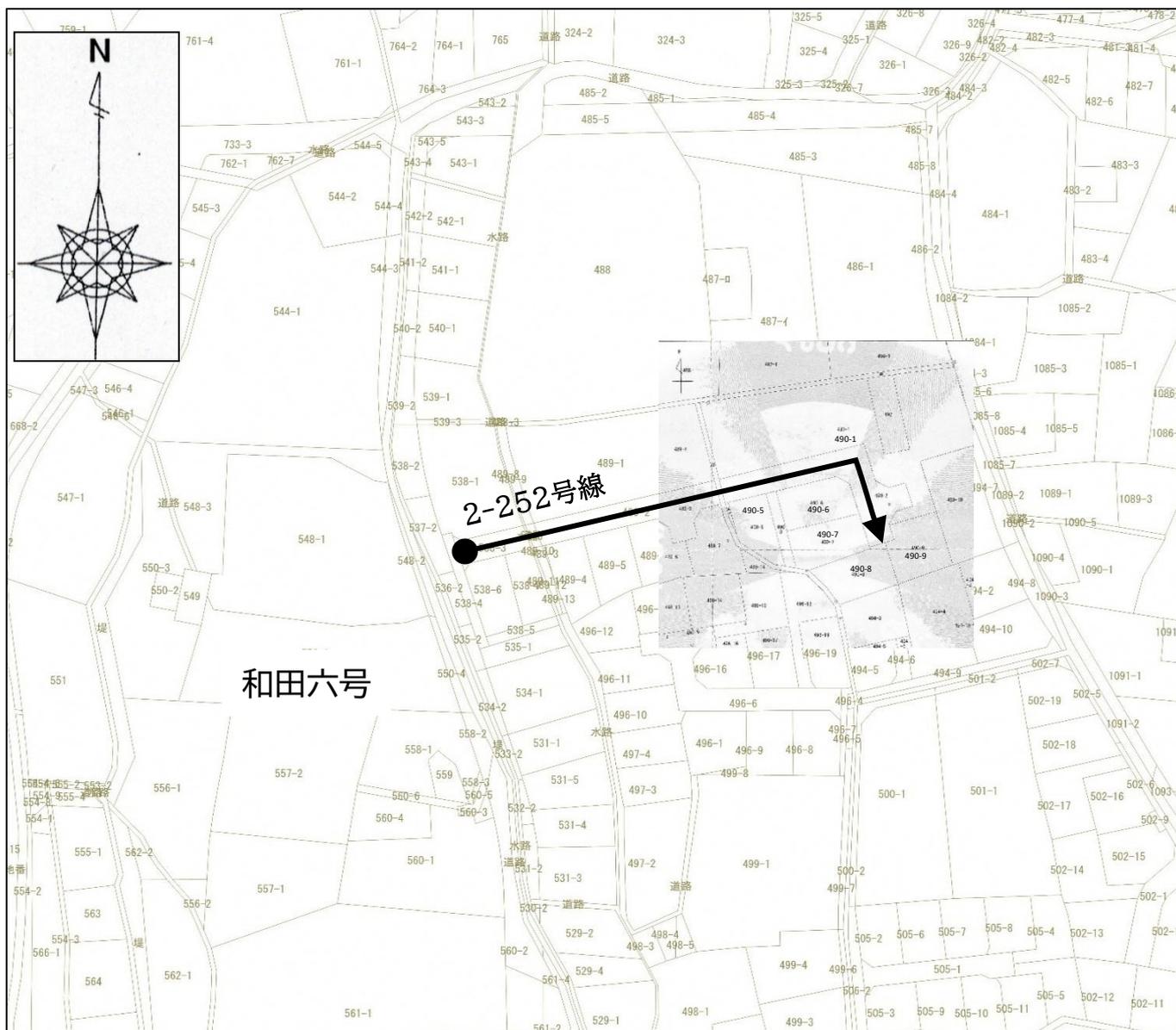
凡	例
起点	
終点	

2-252号線



凡	例
起点	
終点	

2-252号線



縮尺 1:1200

凡	例
起点	
終点	

第19号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、裏面のとおり本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第20号議案

多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例

第1条 多摩市立地区市民ホール条例（昭和54年多摩市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 多摩市立諏訪地区市民ホールの項を削る。

別表第2の2の部を次のように改める。

2 削除

第2条 多摩市立地区市民ホール条例の一部を次のように改正する。

別表第1 多摩市立豊ヶ丘地区市民ホールの項の次に次のように加える。

多摩市立諏訪地区市民ホール	東京都多摩市諏訪五丁目2番地
---------------	----------------

別表第2の2の部を次のように改める。

2 多摩市立諏訪地区市民ホール

区分	午前9時 30分から午前1 時15分まで	午前11 時15分 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時15 分まで	午後7時 15分 から午後9 時30分 まで
第1会議室	190円	190円	220円	220円	250円	250円
第2会議室	60円	60円	60円	60円	70円	70円
第3会議室	50円	50円	50円	50円	60円	60円

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

1 多摩市立豊ヶ丘地区市民ホール及び多摩市立東寺方地区市民ホール

区分	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
アップライトピアノ	100円	120円	130円

2 多摩市立諏訪地区市民ホール

区分	午前9時30分から午前11時15分まで	午前11時15分から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時15分まで	午後7時15分から午後9時30分まで
アップライトピアノ	50円	50円	60円	60円	60円	60円

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年11月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 2 1 号議案

多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例

多摩市立老人福祉館条例（昭和 5 3 年多摩市条例第 1 0 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表多摩市立諏訪老人福祉館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

第 2 2 号議案

多摩市公契約条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市公契約条例の一部を改正する条例

多摩市公契約条例（平成 2 3 年多摩市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「（第 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する公契約等に係る業務にあつては、満 6 0 歳以上の者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市公契約条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する公契約等について適用する。

第 2 3 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 0 号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 1 1 条の 2 任命権者は、9 歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期
課程若しくは特別支援学校の小学部の第 3 学年を修了した日のいずれか遅い
日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育する会計年度任用職員（
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育
児休業法」という。）第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」
という。）の承認を受けることができる会計年度任用職員を除く。）が当該
子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、
1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（次項において「子
育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 4 条第 1 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第
1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう
。以下同じ。）」を削る。

別表専門スタッフの部技能労務専任職員の項の次に次のように加える。

デジタル化推進支援員	月額	(1 か月当たり 3 0 時間)
------------	----	------------------

		105,000円
--	--	----------

別表専門スタッフの部消費生活相談員の項中「193,780円」を「200,480円」に、「145,340円」を「155,688円」に、「96,890円」を「103,792円」に改め、同部女性センター相談員の項中「83,700円」を「89,648円」に、「55,800円」を「59,766円」に改め、同部生活保護面接相談員の項を次のように改める。

生活保護面接相談員	月額	(30時間) 224,100円
		(22.5時間) 168,075円

別表専門スタッフの部生活保護就労促進指導員の項中「197,000円」を「209,100円」に改め、同部生活保護資産調査員の項中「202,000円」を「209,100円」に改め、同部生活困窮者就労支援員の項中「197,000円」を「202,000円」に改め、同部収納推進員の項中「178,230円」を「193,180円」に改め、同部国民年金相談員の項中「209,100円」を「224,100円」に改め、同部副校長補佐の項中「125,900円」を「134,240円」に改め、同部備考1中「時間数は」の次に「、デジタル化推進支援員の項を除き」を加え、同表補助スタッフの部事務補助員の項、保育等補助員の項及び保育園調理補助員の項中「1,310円」を「1,390円」に改め、同部看護師（健康推進担当）の項中「看護師（健康推進担当）」を「看護師」に改め、同部文化財調査員Bの項、市立図書館奉仕員Bの項、学校図書館司書の項及び学校補助用務員の項中「1,310円」を「1,390円」に改め、同部短期事務補助員の項、軽作業員の項、保育士の項及び短期保育補助員の項中「1,239円」を「1,315円」に改め、同部児童館補助員Aの項中「1,314円」を「1,390円」に改め、同部児童館補助員Bの項中「1,239円」を「1,315円」に改め、同部検診助手の項中「1,268円」を「1,315円」に改め、同部養護教諭の項中「1,850円」を「1,910円」に改め、同部看護師の項中「看護師」を「短期看護師」に改め、同部エデュケーション・アシスタントの項中「1,625円」を「1,678円」に改め、同部教育活動指導員Bの項及びスクール・サポート・スタッフの項中「1,230円」を「1,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条の2第1項に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 2 4 号議案

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 3 年多摩市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 1 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 1 7 条の 3 任命権者は、9 歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第 3 学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 7 条の 3 第 1 項に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 多摩市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年多摩市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 25 号議案

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例（昭和 62 年多摩市条例第
17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「夜間照明施設」を「夜間照明設備」に改める。

別表第 2 の 1 の部野球場附帯設備の款夜間照明設備の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

第26号議案

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年多摩市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「乳児等通園支援事業」の次に「（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支

援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 2 6 条後段を削る。

第 2 7 条中「その職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 27 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 46 年多摩市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表民間保育所補助事業の部運営費補助金の項第 2 号を次のように改める。

(2) 看護師等配置加算額

保健師、助産師又は看護師を配置する場合は、雇用形態及び処遇改善等加算率の区分に応じ次の表に定める額

1 施設当たり月額（単位：円）

雇用形態	処遇改善等加算率				
	加算停止	2～5%	6～8%	9～11%	12%
常勤	416,000	437,000	449,000	462,000	466,000
非常勤	208,000	218,500	224,500	231,000	233,000

別表民間保育所補助事業の部運営費補助金の項第 6 号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「(1)の基本額及び(2)の零歳児加算額」を「第 1 号の基本額及び第 3 号の調理員配置加算額」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号を同項第 6 号とし、同項第 3 号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 調理員配置加算額

国の定める基準に加えて、常勤調理員を増員配置する場合は、処遇改善等加算率の区分に応じ次の表に定める額

1 施設当たり月額（単位：円）

雇用形態	処遇改善等加算率				
	加算停止	2～5%	6～8%	9～11%	12%
常勤	307,000	322,000	331,000	340,000	343,000

(4) 主食費加算額

月額3,000円に、3歳以上の対象児童数を乗じて得た額
別表民間保育所補助事業の部増配置加算補助金の項中第2号を第3号とし、
第1号の次に次の1号を加える。

(2) みなし保育士職員 一人当たり月額190,000円

別表民間保育所補助事業の部産休等代替職員費補助金の項を次のように改める。

産休等 代替職 員費補 助金	正規職員の産前産後の休業又は病気休暇による代替として 市長が認める職員について、実施年度における認可保育所の 運営費の補助基準額として東京都が定める額に、当該職員の 勤務日数を乗じて得た額
-------------------------	---

別表備考に次の1号を加える。

- 5 みなし保育士職員は、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の
普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2
項に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保健師、看護師その他
の保育所が雇用する者であって、市長が保育士と同等の知識及び経験を
有すると認めるものとする。

別表付表12%の部3歳の項及び4歳以上の項を次のように改める。

3歳	31,000	21,600	16,800	14,400	12,200	20,000	17,800	16,000
4歳 以上	30,400	21,000	16,300	13,800	11,700	19,500	17,200	15,500

16,700	15,400	14,300	13,300	12,500	11,800	12,500	11,900
16,200	14,800	13,700	12,800	12,000	11,300	11,900	11,300

11,300	10,800	10,400	10,000	9,700
10,800	10,300	9,900	9,500	9,100

別表付表9～11%の部3歳の項及び4歳以上の項を次のように改める。

3歳	30,300	21,100	16,500	14,100	12,000	19,600	17,400	15,700
4歳 以上	29,800	20,600	16,000	13,600	11,500	19,000	16,800	15,100

16,300	15,000	14,000	13,000	12,300	11,600	12,200	11,600
15,800	14,500	13,400	12,500	11,700	11,000	11,700	11,100

11,100	10,600	10,200	9,800	9,500
10,500	10,100	9,700	9,300	8,900

別表付表 6～8 % の部 3 歳の項及び 4 歳以上の項を次のように改める。

3 歳	29,700	20,700	16,200	13,900	11,800	19,200	17,000	15,300
4 歳以上	29,100	20,200	15,600	13,300	11,300	18,600	16,500	14,800

16,000	14,700	13,600	12,800	12,000	11,300	12,000	11,400
15,400	14,200	13,100	12,200	11,400	10,800	11,400	10,800

10,900	10,400	10,000	9,600	9,300
10,300	9,900	9,400	9,100	8,700

別表付表 2～5 % の部 3 歳の項及び 4 歳以上の項を次のように改める。

3 歳	28,900	20,200	15,800	13,500	11,500	18,600	16,500	14,900
4 歳以上	28,300	19,600	15,200	13,000	11,000	18,000	16,000	14,400

15,500	14,300	13,200	12,400	11,600	11,000	11,600	11,000
14,900	13,700	12,700	11,800	11,100	10,500	11,100	10,500

10,500	10,100	9,700	9,300	9,000
10,000	9,600	9,200	8,800	8,500

別表付表加算停止の部 3 歳の項及び 4 歳以上の項を次のように改める。

3 歳	28,400	19,900	15,500	13,400	11,400	18,300	16,300	14,700
4 歳以上	27,900	19,300	15,000	12,800	10,800	17,700	15,700	14,100

15,200	14,000	13,000	12,200	11,500	10,800	11,400	10,900
14,700	13,500	12,500	11,600	10,900	10,300	10,900	10,300

10,400	10,000	9,600	9,200	8,900
9,800	9,400	9,000	8,700	8,400

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 28 号議案

多摩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 32 条）

第 3 章 雑則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用す

る支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、多摩市（以下「市」という。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わな

ければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規

定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とさ

れるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、

適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又

はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に掲げる事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

い。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援

事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 29 号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（東京都が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第30号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月26日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和27年多摩市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法703条の4第37項の政令で定める額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該政令で定める額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.16」を「100分の6.28」に改め

る。

第5条中「3万200円」を「3万800円」に改める。

第6条中「100分の2.00」を「100分の2.04」に改める。

第7条中「1万2,400円」を「1万2,600円」に改める。

第8条中「100分の1.78」を「100分の1.82」に改める。

第9条中「1万2,600円」を「1万2,900円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者一人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者一人について100円とする。

第21条第1項中「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法703条の4第37項の政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額)」を加え、同項第1号ア中「2万1,140円」を「2万1,560円」に改め、同号イ中「8,680円」を「8,820円」に改め、同号ウ中「8,820円」を「9,030円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)一人について1,260円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)一人について70円

第21条第1項第2号ア中「1万5,100円」を「1万5,400円」に改め、同号イ中「6,200円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「6,450円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について900円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について50円

第21条第1項第3号ア中「6,040円」を「6,160円」に改め、同号イ中「2,480円」を「2,520円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「2,580円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について360円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について20円

第21条第2項第1号ア中「4,530円」を「4,620円」に改め、同号イ中「7,550円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「1万2,080円」を「1万2,320円」に改め、同号エ中「1万5,100円」を「1万5,400円」に改め、同項第2号ア中「1,860円」を「1,890円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「4,960円」を「5,040円」に改め、同号エ中「6,200円」を「6,300円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第21条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年

度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第25条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（多摩市行政手続条例の適用除外）」を付す。

第26条に見出しとして「（多摩市市税条例の適用）」を付し、同条中「多摩市市税条例」の次に「（昭和40年多摩市条例第1号）」を加える。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 1 号議案

多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

多摩市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を多摩市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

第 3 2 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同項第 3 号に該当する者のうち、当該事項が明らかであると認められる者として別に定めるものについては、この限りでない。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 1 2 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万千円以上 6 5 万千円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 1 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア、第 1 3 号ア、第 1 4 号ア、第 1 5 号ア、第 1 6 号ア、第 1 7 号ア及び第 1 8 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3

5条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であ

る者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同

法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等

の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 33 号議案

多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例

多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例（平成 12 年多摩市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 4 号議案

多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道条例の一部を改正する条例

多摩市下水道条例（昭和 5 9 年多摩市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、排水設備工事に関し、技能を有する者として管理者が認め、登録したもの（以下「責任技術者」という。）が専属する工事業者として、管理者の定めるところにより」を削り、「指定したもの」を「指定した者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 責任技術者を営業所ごとに 1 人以上選任していること。ただし、東京都の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 7 条の 3 第 1 項中「認めた」を「認め、登録した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 35 号議案

多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 28 年多摩市条例第 54 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 下水道事業の予定処理区域、計画人口等は、下水道法（昭和 33 年法律第
79 号）第 4 条第 1 項の事業計画に定めるところによる。

第 3 条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

